

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成 22 年 10 月 19 日（火）

担当課：総務部 管財課

件 名：「庁用車両の運行管理に関する基本的方針」（案）について	
提出理由：庁用車両の運行管理に関する基本的方針について、庁内の合意形成を得るため。	
内 容： 1. 現状と背景 財政状況が厳しい中で、庁用車両の老朽化が進み、更新基準の見直しや適正配置、さらに、適正台数も視野に入れた運行管理方針を策定する必要が生じた。 ・庁用車両は、管財課が管理する「貸出車」と保健福祉センター等の各課が管理する「専用車」の二種に大別される。 ・「貸出車」は常に予約が満杯で、各課からの要求に対応できない状況である。 ・「専用車」は稼働状況からみて、効率的な運用が図られていないことがうかがえる。 ・さらに「貸出車」と「専用車」については、管理方法が異なり、車両の清掃・点検整備や更新の状況に違いがあり、統一性が図られていない状況にある。 2. 課題 庁用車両の合理性、経済性、安全性、環境保全等について、全庁的な視点で検証する必要がある。 (1) 庁用車両の運用は、より効率的に行うなど、無駄のない最小で最大の効果を挙げられる対策が求められている。 (2) 庁用車両の老朽化が進み、中期的な更新計画を立てる必要がある。 (3) 庁用車両の更新に当たっては、環境に配慮した低公害車（電気自動車、ハイブリッド車を含む）の導入を促進する必要がある。	(4) 「専用車」にあっては、所管の所属長が日常的に管理を行う体制を構築し、運転員が安全運行できるよう、管理体制を見直す必要がある。 3. 計画の考え方 (1) 車両台数の適正化と効率的な運用 ・効率的な運行を確保しつつ、車両の減車を図る。 ・平成 26 年度までに 21 台削減を目標とする。 ・貸出車の予約方法を見直し、予約キャンセル等の周知徹底を行い、車両が必要な時に対応できる配車に努める。 (2) 庁用車両更新計画 ・老朽化した車両については、計画的に、買換え又はリースによって更新していく。 ・減車と併せて、毎年 7 台の更新を目標とする。 (3) 共用車等の更新計画 ・共用車等については、これまでの運行体制を基本とし、目安に照らして、車両状態や財政状況等を考慮しながら更新を行う。 (4) 環境対策 ・車両更新の際は、順次、低公害車への切り替えを行うこととし、低公害車保有率（現行 26%）を平成 26 年度までに 60%超を目指す。 (5) 更なる安全運転を目指して ・現行の規則等の改正を行い、車両の清掃等及び安全運転の徹底を図る。 4. 対象車両 貸出車及び各課専用車（使用目的が限定されている普通貨物車、特殊車は除く）138 台及び共用車、共用バス等 7 台。合計 145 台 5. 計画期間 平成 22 年度～26 年度（5 年間）
経過 H22. 2～8 検討委員会 3 回 H22. 2～5 担当者会議 3 回	今後の予定 22. 10 基本方針の運用開始